



企業会計の「2007年問題」 待ったなし

制度調査部
齋藤 純

【要約】

国際会計基準の適用が開始された EU では、EU 域外企業にも 2007 年から “ 国際会計基準又は国際会計基準と同等と認められる会計基準 ” の適用を義務付けることとしている。

日本の会計基準と国際会計基準との同等性評価を行った CESR(欧州証券規制委員会)は、7月に最終報告書を EC(欧州委員会)に提出した。報告書では、日本基準により作成された財務諸表に対し、多くの項目で補完計算書の作成や追加開示を求めている。

現状のままでは、2007 年以降、EU で資金調達を日本企業は大きな負担を負うこととなる。日本企業及び日本の会計基準には、「2007 年問題」への対応が迫られる。

企業会計の「2007 年問題」がいよいよ現実のものになろうとしている。

EU では、2005 年 1 月から域内の上場企業が作成する連結財務諸表について、国際会計基準 (IAS/IFRS)¹に基づいて作成することを義務付けている。これに伴い、EU で資金調達を行う EU 域外企業に対しても、IAS/IFRS に準拠して連結財務諸表を作成することを義務付けた。EU 域外企業への IAS/IFRS の適用義務付けは 2 年遅れの 2007 年からとされているため、これを企業会計の「2007 年問題」と呼ぶわけである。

もっとも、EU 域外企業は、IAS/IFRS そのものに準拠しなくても、“IAS/IFRS と同等と認められる会計基準”に拠ることも容認されている。つまり、日本の会計基準が IAS/IFRS と同等であると認められれば、日本基準により作成した連結財務諸表を EU で使用することが可能なわけだ。

そこで EU では、日本の会計基準と IAS/IFRS が同等であるか検証を行うこととなった。

日本基準による財務諸表には追加開示などを要求

7 月に CESR(欧州証券規制委員会)が公表した報告書では、日本の会計基準と IAS/IFRS は “ 概ね同等 ” とされたものの、多数指摘された IAS/IFRS との差異については、補完計算書の作成や追加開示が必要とされた。特に CESR が重大な差異と判断したのは、企業結合の会計処理として持分プーリング法の適用が容認される点、連結の範囲が異なる点(SPE の取扱い、潜在株式の取扱い)、在外子会社の会計処理が必ずしも親会社の会計処理と統一されない点、の 3 点である。

この 3 点に関しては、IAS/IFRS に準拠して要約損益計算書や貸借対照表などを作成することが求められた。その他にも、IAS/IFRS に基づいて会計処理した場合の影響額を追加開示しなければなら

¹ 全世界で導入されることを目的に、IASB(国際会計基準審議会)が設定する会計基準。IASB が設定する IFRS(国際財務報告基準)と、IASB の前身である IASC(国際会計基準委員会)により設定された IAS(国際会計基準)があるが、これらを総称して国際会計基準と呼ばれる。現在、EU、オーストラリアなどをはじめ、90 カ国を超える国で採用されている。

らないなど、何らかの対応が求められる差異は、全体で 29 項目にのぼっている。

現状のままでは、2007 年以降、EU で資金調達を行う日本企業は、こうした補完計算書の作成や追加開示といった負担を負うこととなる。このため、表面上は売買高の減少などを理由としているものの、今年に入ってから欧州の証券取引所での上場を廃止する日本企業が数社出てきている。

図表 1 CESR の報告書が指摘する日本基準と国際会計基準の主な相違点

	日本基準	国際会計基準
企業結合会計		
会計処理	持分プーリング法の適用を容認	パーチェス法のみ
負ののれん	20 年間で規則償却	利益に計上
取得対価の測定	取得の対価として発行される株式の価格は、企業結合の合意公表日前の一定期間の市場価格に基づいて決定される	株式を交付する日の公正価値で測定する
研究開発費	パーチェス法が適用される場合、研究開発費等に配分された額は費用処理される	一定の条件を充たす場合には、無形固定資産として認識する
ストック・オプション会計	ストック・オプションが付与されても費用は認識しない	付与したストック・オプションの公正価値を費用として計上
棚卸資産		
期末評価	原価法と低価法の選択	低価法のみ
限界配分方法	後入れ先出し法(LIFO)の使用が可能	後入れ先出し法(LIFO)の使用は不可
減損会計	減損損失の計上に至るまでに 2 段階のアプローチを採用	回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を計上
研究開発費	研究開発費が発生時に費用処理され、詳細な開示が求められていない	回収可能性のある研究開発費は資産に計上

現在わが国でも、ストック・オプションの公正価値の費用計上を義務付ける会計基準が検討されている。

(出所)大和総研制度調査部作成

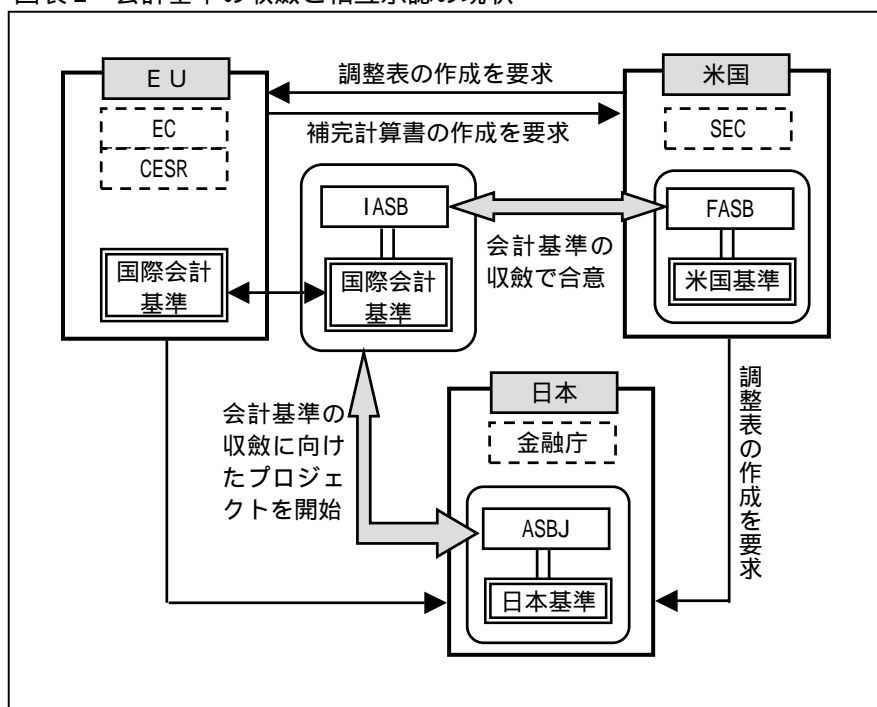
進む、会計基準の収斂

CESR による会計基準の同等性評価では、日本の会計基準とともに、米国とカナダの会計基準も対象とされた。結果は、日本基準と同様に、補完計算書の作成等を求めるものであった。しかし、米国等がおかれている状況はわが国とは異なる。

米国の場合、米国会計基準を設定する FASB(米国財務会計基準審議会)と国際会計基準を作成する IASB(国際会計基準審議会)との間で、2002 年に、会計基準の統一・収斂に向けた合意がなされている。両者は差異の縮小に向けて既に動き出しており、また、将来の差異の縮小を見据えて、EU 企業が米国で資金調達を行う際に義務付けられている調整表の提出も、遅くとも 2009 年までに廃止することで合意している。カナダにしても、5 年の経過期間経過後に国際会計基準の採用に踏み切る方針を打ち出しており、会計基準のコンバージェンスへの道筋は見えている。

かたや、わが国はどうか。今年に入り、漸く、わが国の会計基準設定主体である ASBJ と IASB との間でコンバージェンスに向けた作業が動き出した。これまでは世界的な会計基準の統合に距離を置いていたことを考えると大きな方針転換だが、まだ議論が動き出したに過ぎない。法制度や企業文化等の違いから一部で解消できない差異が生じることは避けられないかもしれない。しかし、国際的な流れに合わせ、会計基準間のコンバージェンスを進めていくという現実的な対応も必要だろう。

図表 2 会計基準の収斂と相互承認の現状



(出所)大和総研制度調査部作成